

高額かつ長期申請のご案内

「高額かつ長期」とは、以下の①と②両方の要件を満たす方について、自己負担上限月額を軽減する制度です。

対象者の要件

- ①階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位所得」いずれかの方
 ②難病医療費の支給認定後または難病医療費の支給認定前的小児慢性特定疾病医療費の医療費総額（10割）が50,000円を超える月が年間6回以上ある場合

対象期間は「申請日の属する月」以前の直近12ヵ月以内

5月 支給開始	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
------------	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----

令和〇年 7月分 特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票			
受診者	仙台 太郎	受給者番号	1234567
月額自己負担上限額 5,000円			

該当する月が6回になった時点で申請できます

下記のとおり月額自己負担上限に達しました。

日付	指定医療機関名		
12月〇日	〇×薬局		
日付	指定医療機関名	医療費総額（10割分）	自己負担額
12月〇日	■△クリニック	20,000円	4,000円
12月〇日	〇×薬局	10,000円	1,000円
12月〇日	口●訪問看護	20,000円	0円

自己負担上限額管理票の「医療費総額（10割）」の欄を、1月毎に合算して50,000円を超えるかご確認ください

適用となる期間

「高額かつ長期」の申請をした月の翌月1日から適用になります。

指定難病医療費助成は年に1回更新が必要となります。更新後も引き続き「高額かつ長期」の適用を希望される場合は改めて申請が必要になります。

階層区分	負担上限月額
一般所得Ⅰ	10,000円 ⇒（申請後）5,000円
一般所得Ⅱ	20,000円 ⇒（申請後）10,000円
上位所得	30,000円 ⇒（申請後）20,000円

申請に必要な書類

- ①特定医療費（指定難病）支給認定申請書・医療費申告書
 ※ 窓口または、仙台市のホームページからダウンロードして入手してください。
- ②「自己負担上限額管理票」の写しまたは療養費証明書
- ③「小児慢性特定疾病医療受給者証」の写し（※該当する方のみ）